

## よくあるお問合せ

### ◆日本腋臓学会認定 指導施設申請について（2023年度）

1. Q：指導施設申請書（①）の「本申請に関する問い合わせ先」は誰を記載すればよろしいでしょうか。

A：認定指導医の勤務証明書（③）と同様の指導責任者を記載して下さい。

2. Q：指導施設内容説明書（②）の「3：医師数（常勤）」についてです。

内科医、外科医は共に腋臓学会会員と記載があるのですが、放射線医、病理医は特に記述がありません。申請する施設に所属する放射線医、病理医の人数を記載すれば良いですか？

A：申請する施設に所属する放射線医、病理医の人数を記載して下さい。腋臓学会会員の有無は関係ありません。

3. Q：指導施設内容説明書（②）の「関連学会専門医制度認定施設」の欄はどのように記せばよろしいでしょうか？

A：学会名のみ記載下さい。

4. Q：NCD 腋癌登録施設証明書（④）についてです。認定指導施設に申請しようと思うのですが、自分の施設がNCD 登録施設かどうかわかりません。

A：NCD の HP に参加施設が掲載されていますので、ご参考にしてください。（<http://www.ncd.or.jp/list/>）

5. Q：NCD 腋癌登録施設証明書（④）についてです。所属診療科が「NCD 腋癌登録」を行っていないため、これから行おうと思います。「NCD 腋癌登録」の手順と入力期限を教えてください。

A：日本腋臓学会の HP に「NCD 腋癌登録」の手順が記載されているのでご参照ください。

（<http://www.suizou.org/etc.htm#170928>）また、「NCD 腋癌登録」自体の新規登録の入力期限はありませんが、申請年の8月31日の時点における「NCD 腋癌登録」の入力状況にて、NCD 腋癌登録の有無や症例登録数の判断を行いますので、早めの入力をお願いします。なお、「NCD 腋癌登録」は2018年まで遡って登録は可能ですが、入力期限がある消化器外科、肝胆膵外科のNCD 登録症例は、入力期限後には遡っての「NCD 腋癌登録」の入力はできませんので、入力期限前に同時に登録することをおすすめします。

6. Q：NCD 腋癌登録施設証明書（④）についてです。指導施設に申請しようと思うのですが、NCD 登録の検索項目からは所属している「診療科」単位では「NCD 腺癌登録」の登録症例件数を検索することが可能なのですが、「施設」単位となると検索できないため、施設での登録症例数が把握できません。

A：ご指摘のように、NCD 登録は「施設」単位ではなく、「診療科」単位にて行われております。各診療科における「NCD 腺癌登録」の症例数は、NCD の HP のユーザー専用ページからログインし、「登録データ検索」を選択して、「NCD データ検索」から「専門医領域」を検索すると登録症例がリストアップされます。施設としての登録症例数は所属診療科もしくは施設内の腋癌を扱っている診療科の担当者に「NCD 腺癌登録」をお伺いして登録症例数を合算してください。なお、認定指導医施設に新規申請をしていただければ、認定資格制度審議委員会の方で施設単位での「NCD 腺癌登録」状況を調査して判断させて頂きます。

**7. Q : NCD 膵癌登録施設証明書（④）についてです。指導施設の認定条件において「最近 5 年間の NCD 膵癌登録症例数が年間平均ほぼ 20 例以上であること」と記載していますが、施設における 5 年間の症例数が「16 例-18 例-19 例-21 例-25 例」であり合計 99 例ですが、認定条件に満たしているでしょうか。**

A : 最終的には認定資格制度審議委員会の方で協議をして総合判断をさせて頂きますので、申請をお願いします。また、「NCD 膵癌登録」は手術症例と非手術症例も含みます。「NCD 膵癌登録」ができる膵癌としてはの臨床診断として通常型膵癌（浸潤性膵管癌、膵腺房細胞腫瘍など）の他に、膵管内腫瘍（IPMN、ITPN、PanIn およびそれらの疑いを含む）、囊胞性腫瘍（SN、MCN およびそれらの疑い症例を含む）、そのほかの腫瘍（SPN を含む））も含みます。例えば。膵癌多発転移で化学療法もできない終末期の症例や、手術適応に満たないが画像にて経過観察をしている IPMN の症例も登録可能ですので、症例を見直していただくと症例数は増加することがあるかと思われます。

**8. Q : 非切除膵癌や画像にて経過観察している IPMN 症例をしている症例が転院した場合は「NCD 膵癌登録」における症例はどちらの施設の症例として、症例数はカウントされるのでしょうか。**

A : 施設間の二重登録は匿名化コードで重複を検索することができますので、認定資格制度審議委員会の方で協議をして総合判断をさせて頂きます。なお、「NCD 膵癌登録」ではフォロー画面では「生存」「死亡」「フォロー終了」の 3 選択とされていますが、この場合ユーザーは「生存」か「フォロー終了」のどちらかを選択し、最終フォロー日を記入することになっております。

**9. Q : 申請書は申請する「各診療科」ごとに必要でしょうか、もしくは施設で 1 部でよろしいでしょうか？**

A : 各施設 1 部で結構です。

**10. Q : 現在、指導医が常勤していますが、7 月に転勤するために常勤指導医が不在となります。しかし、10 月から新たに指導医が常勤となる予定です。指導施設を申請する条件としての「指導医が常勤していること」の判断はいつの時点にて行えばいいのでしょうか。**

A : 認定指導医の異動の状況をリアルタイムにて把握することは困難なため、資格喪失した同年の 12 月末まで猶予期間を設けております。新たな指導医が異動ってきて日本膵臓学会事務局に連絡があること、もしくは新規の指導医申請者が認定されれば、引き続き指導施設として認めさせて頂きます。また、指導医施設の社会的信用を担保するために、指導施設においては毎年 12 月に認定指導医の勤務証明書を膵臓学会事務局へ提出をしていただきますので、その際に常勤指導医の名前を記載して膵臓学会事務局に提出をお願いします。新規認定施設とともに HP 上で毎年更新を行います。